

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月24日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会  
委員長 古 谷 幸 男

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「13人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月24日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 予算決算委員会 <u>13人</u>     予算及び決算に関する事項 (5) (略) 2～4 (略)</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 予算決算委員会 <u>14人</u>     予算及び決算に関する事項 (5) (略) 2～4 (略)</p>